

春日部市移動支援事業 よくある質問Q&A

Q 1 グループホームやケアホームに入居している間も移動支援を利用することは可能ですか。

A グループホーム、ケアホームに入居している間も移動支援の利用は可能です。

ただし、通院の介助については、基本的に日常生活上の支援の一環として、当該事業者が対応することになりますので、移動支援を利用することはできません。

Q 2 移動支援で通院時の介助を行うことはできますか。また、院内での介助の取扱いはどうようになりますか。

A 居宅介護（通院等介助及び通院等乗降介助）の対象者や介護保険の被保険者については、障害福祉サービス及び介護保険制度を優先して利用することになります。

ただし、通院等介助等で時間数が不足する場合には、不足する部分について移動支援を利用することが可能です（グループホーム・ケアホーム入居者は利用不可）。

また、院内での介助については、基本的には院内のスタッフによって対応されるべきものとなりますが、院内のスタッフによる介助が行われない場合で、利用者の障がい状況によって必要となる介助（知的障がいのある方で、慣れたヘルパーが付き添わなければパニックを起こしてしまう場合等）であれば、移動支援の対象とすることができます。

その場合であっても、単なる待ち時間や不安だから一緒にいてほしいといった理由では、移動支援の算定はできません。

Q 3 入退院の際に移動支援を利用することはできますか。

A 入退院時であっても、移動及びその準備等に支援が必要な場合は、移動支援の利用は可能です。

ただし、乗車前、乗車後の介助や乗降車の介助を含まない単なるタクシー代わりの利用等の場合は対象となりません。

Q 4 施設入所中（障害者自立支援法及び介護保険に基づく入所施設等）の者が一時帰宅した際に、移動支援を利用することは可能ですか。

A 移動支援は、在宅生活を行っている方の社会生活上必要な外出支援を行うサービスであるため、入院中や施設入所中（短期入所中を含む）の方は、原則として利用することができません。

ただし、外泊中や一時帰宅など、やむを得ない場合と認められる場合は、この限りではありません。

Q 5 1回のサービス提供時間に制限はありますか。

A 原則として一日の範囲内で用務を終えるものとし、1日8時間のサービス提供を限度としています。

Q 6 市外に行く場合であっても、移動支援を利用することはできますか。

A 一日の範囲内（8時間）で用務を終えるものであれば、市外に行く場合も移動支援の利用は可能です。

Q 7 ヘルパーが運転する車を利用して目的地まで移動した場合でも、移動支援の算定対象となりますか。

A ヘルパー自らが運転する場合、運転時間中は常時支援が行える状態にはないため、運転時間を除いて移動支援を算定することとなります。

また、ヘルパー自らが運転する車をサービス提供に用いる場合には、運送に係る費用の徴収にかかわらず、別途、道路運送法上の許可（一般乗用旅客自動車運送事業又は福祉有償運送等）が必要となります。

これらを受けずに実施した場合は、移動支援の算定対象とはなりません。

Q 8 事業者もしくはヘルパーが所有する車を用いて、移動支援を実施することはできますか。

A 道路運送法上の許可もしくは登録がある場合は、事業者等の車両を用いて、移動支援を行うことが可能です。

ただし、ヘルパーが運転手を兼ねる場合にあっては、運転中は介助が行われている状態とは見なせないため、運転している時間をサービス提供時間から控除して算定することとなります。

(例) 10時00分 ～ 13時00分までの支援の場合

- ① 10時00分 ～ 10時30分 外出のための準備及び車両への乗車介助
- ② 10時30分 ～ 11時00分 運転中 (※算定対象外)
- ③ 11時00分 ～ 12時00分 降車介助、目的地での介助、乗車介助
- ④ 12時00分 ～ 12時30分 運転中 (※算定対象外)
- ⑤ 12時30分 ～ 13時00分 降車介助及び更衣介助

上記の例においては、実際にヘルパーが同行した時間は3時間ですが、そのうち1時間は運転中であり、介助を行っている状態とは見なせないため、算定対象外となります。したがって、算定できる時間数は2時間となります。

Q 9 ヘルパーの派遣に要する交通費を利用者から徴収することは可能ですか。

A 事業者が運営規定の中で定めている「通常の事業の実施地域」にヘルパーを派遣する場合は、別途、交通費を徴収することはできませんが、「通常の事業の実施地域」以外のヘルパー派遣については、あらかじめ、利用者に対して説明を行い、同意を得ている場合のみ、交通費を徴収することが可能です。

また、目的地のみの支援を行う場合にあっては、その目的地が「通常の事業の実施地域」以外なのであれば、上記と同様に交通費を徴収して差し支えありません。

Q 10 1回の移動支援で複数の目的地に行くことは可能ですか。

A 複数の目的地に行くことに対する制限はありません。

ただし、一連の外出の中で、1箇所でも移動支援の対象とならない目的地が含まれる場合は、当該移動支援全体が算定対象となりません。

Q 11 家族等が目的地まで送迎する場合に、事業者としては目的地のみの支援を行うこととなりますが、目的地のみの支援をもって移動支援の利用は可能ですか。

A 目的地が移動支援の対象となる場所なのであれば、目的地のみの支援であっても、移動支援の利用は可能です。

ただし、いわゆる「預かり行為」と考えられる場合は、利用対象外となります。

Q 1 2 学校行事（遠足、社会見学等）で外出する際に移動支援を利用することは可能ですか。

A 学校行事については、授業の一環であり、学校で対応すべきものとなるため、移動支援の対象外となります。

Q 1 3 外出先で利用者とヘルパーと一緒に食事をした場合は、移動支援の算定は可能ですか。

A ヘルパーが食事をしている間は、常時支援が行われている状態とはいえないため、原則として移動支援の算定対象には含まれません。

Q 1 4 スーパー銭湯・温泉等の余暇を目的とした入浴の場合、入浴に伴う介助を移動支援の対象として良いのでしょうか。

A 居宅介護（身体介護）での入浴介助に要する時間数の不足を補う等の目的では、移動支援の対象とはなりません。公衆浴場等における余暇を目的とした入浴であればその際に必要となる介助も移動支援の対象として差し支えありません。

Q 1 5 移動支援を利用してプールに行く場合、プールの中の介助も移動支援として算定することはできますか。

A 移動支援の対象となるのは、目的地に行くまでの移動の介助及び目的地での移動、食事、排せつ等の介助や、危険回避のための必要な支援を行った場合となります。

したがって、プール内であっても、移動支援の対象となる支援を行った場合は算定対象となりますが、「水泳の指導」や「一緒に遊ぶ」といった行為については、移動支援の対象とすることはできません。

Q 1 6 事業者が主催（発案・企画）した集団旅行・遠足等のレクリエーション活動に際して、移動支援を利用することはできますか。

A 移動支援は、利用者の発意による外出が原則であり、移動支援事業所（運営法人を含む。）が主催する行事等については、移動支援の対象とはなりません。

Q 1 7 移動支援の利用に当たって、年齢による制限はありますか。

A 支給決定を行う際には、年齢による制限を設けてはおりませんが、移動支援は、障がい者（児）に対する外出支援を目的としており、保護者のレスパイトを目的としたものではありません。

したがって、未就学児等であって、障がいの有無にかかわらず単独での外出が見込まれないもの（例：5歳の児童が、単独で病院に行くことやデパートに行くといったことは通常想定されない。）については、原則、移動支援の対象となりません。

また、年齢による入場制限（プール、映画館等）の設けられている施設については単独での利用が可能な年齢に達していない場合は、移動支援の対象となりません（障がいの有無にかかわらず、本来保護者が連れて行くべきである児童の外出については移動支援の利用は適当ではない。）。

ただし、家族等と一緒に外出する場合において、本人の障がい状況により、家族のみでは介助が行えない場合や、介助する家族等の障がい等により移動時の介助ができない場合については、未就学児等であっても、移動支援の利用が可能です。

Q 1 8 通所先からプールまでの移動を私的契約で行った場合であれば、プールから自宅までの移動に移動支援を利用することはできますか。

A 本市では、「通年かつ長期にわたる外出」への利用を移動支援の対象とはしておらず、通所時に移動支援を利用することはできません。

通所途中に目的地へ向かう場合で、一部分を私的契約等により支援したとしても、実質的に通所の支援に該当すると考えられるため、移動支援の対象とはなりません。

Q 1 9 準備のみを行って外出できなかった場合

外出のための用意をしていたが、突然、利用者の具合が悪くなって外出できなくなった場合に、移動支援の算定はできますか。

A 外出のための着替え、準備、排せつ等の介助をしていた時間については、算定の対象となりますが、それ以降の時間については、移動支援の対象とはなりません。

Q 2 0 「身体介護を伴う場合」と「身体介護を伴わない場合」では、提供できるサービスに差があるのですか。

A 「身体介護を伴う場合」と「身体介護を伴わない場合」については、あくまでも報酬上の区分になりますので、実際に提供できるサービス内容に違いはありません。

なお、この区分については、日常生活において、「食事」と「排せつ」のいずれにおいても介助が必要であるかどうかで判断しています。

Q 2 1 旅行する際に、移動支援の利用は可能ですか。

A 旅行中であっても移動支援を利用することができます。

また、宿泊を伴う旅行の場合については、特例的に、宿泊先のホテル等を居宅として位置づけることにより、移動支援の利用を可能とします。この場合、宿泊先のホテル等での介助は、外出の準備に係る介助に限られることとなりますので、宿泊先での食事、入浴、排せつ等の介助は、移動支援の対象とはなりません。

Q 2 2 通学、通所、通園、学童保育への送迎以外で、「通年かつ長期にわたる外出」に該当するものはありますか。

A 「通年かつ長期にわたる外出」とは、年間を通し、日々継続して必要となるような外出を想定しており、通学、通所、通園、学童保育への送迎については、移動支援の対象から除いております。

したがって、利用者の発意による利用であって、結果として同一曜日になっている外出や定期的となっている外出（買い物や映画、サークル活動など）を制限するものではありません。

Q 2 3 外出の目的地が移動支援のサービス提供事業所である場合に、移動支援の利用は可能ですか。

A 外出の目的地が移動支援事業所である場合は、いわゆる「預かり行為」と見なされるため、移動支援の対象とはなりません。

ただし、目的地等のトイレでは排せつの介助が行えないといった事情があり、やむを得ず、排せつ行為のためにサービス提供事業所に立ち寄った場合は、移動支援の対象となります。

なお、その場合であっても、算定の対象となるのは、外出中に必要となる介助に限られますので、移動支援計画上に支援の必要性を明記する必要があります。

Q 2 4 短期入所を利用する際の送迎に、移動支援を利用することは可能ですか。

A 「通年かつ長期にわたる外出」に該当しなければ利用は可能です。